

## グループ人権方針

フジシールグループ(以下 FSG)は、「包んで<価値>を、日々新たなところで<創造>します」を経営理念に掲げ、「FSG 倫理綱領」において、事業活動を行うそれぞれの国や地域での法令ならびにそれらの精神を遵守し、全ての事業活動が人権尊重を前提に成り立っていることを理解しています。

FSG は、国際的に認められている「国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約)」及び国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された人権を尊重します。また、国際連合の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」(通称「ラギー報告書」)を支持し、事業活動を行います。

### 1.適用範囲

本方針の適用範囲は、FSG のすべての役員および従業員(期間を定めて雇用される従業員を含む)に適用します。

### 2.人権の尊重と差別の排除

FSG は、「フジシールグループ倫理綱領」で雇用における機会均等、強制労働の禁止、児童労働の禁止、健全な雇用・労働の確保、職場環境等について規定しています。

FSG は、事業活動において各国における法規制を遵守し、万が一当該国の法規制と国際的な人権規範が異なる場合は、国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

FSG は、ビジネスパートナーやその関係者がサプライチェーンにおいて負の影響が生じている場合、当社グループが直接関与していない場合でも、当該関係者に対して人権を尊重し侵害しないよう求めます。

### 3.救済

FSG が人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

### 4.対話・協議

FSG は、人権に対する潜在的および実際の影響に関する対応について、関連するステークホルダーと協議を行っていきます。

### 5.教育および情報開示

FSG は、本方針の実効性を確実にするため、適切な教育を行うものとします。また、本方針に基づく人権尊重の取り組み状況について、当社 HP にて情報開示を行うものとします。

制 定 2021 年 2 月 24 日